

IMSBC コードに記載されていない貨物の性質及び運送条件

1 ばら積み貨物運送品目名 : Tentative Bulk Cargo Shipping Name

高炉系ダスト（液状化するおそれのあるもの）

2 貨物の説明 : DESCRIPTION

- ・ この貨物は、高炉による鉄鋼製造工程（高炉、製鋼、焼結等）より発生する酸化鉄を多く含有する煤塵であり、製鉄原料及びセメント原料として使用されている。
- ・ この貨物は湿式回収されており、脱水機の設備能力などにより水分値は異なる。
- ・ 形状は粉状～塊状で、色は黒色～茶褐色である。

3 貨物の性状 : CHARACTERISTICS

3.1 種別 : GROUP

A

3.2 見かけ密度(kg/m^3) : BULK DENSITY

1400～2800 kg/m^3

3.3 載貨係数(m^3/t) : STOWAGE FACTOR

0.35～0.71 m^3/t

3.4 粒径 : SIZE

微粉

3.5 等級（種別 B の場合に限る） : CLASS

国連番号（危険物の場合に限る） : UN No.

不適用

3.6 静止角（非粘着性物質の場合に限る） : ANGLE OF REPOSE

不適用

4 危険性 : HAZARD

この貨物は、運送許容水分値を超える水分値で積載した場合、液状化するおそれがある。

この貨物は不燃性又は火災危険が低い貨物である。

5 運送条件

5.1 積付及び隔離要件：STOWAGE & SEGREGATION

特段の要件はない。

5.2 船倉の清浄さに係る要件：HOLD CLEANLINESS

特段の要件はない。

5.3 天候に係る要件：WEATHER PRECAUTIONS

- ・ 航海中は貨物の水分値を運送許容水分値より低く保つこと。
- ・ この貨物は、雨中で荷役してはならない。ただし、貨物の実水分値が運送許容水分値よりも十分低く、雨中荷役を実施しても、その雨によって実水分値が運送許容水分値を超えることがないことについて荷送人により証明された場合は、その雨の中で荷役を実施しても良い。
- ・ 船倉内の貨物の全量をその港で荷揚げする場合は、その船倉の貨物は雨中で揚げ荷することが出来る。
- ・ この貨物の荷役中は、この貨物を積載している又は積載する予定であって荷役を行っていない全ての船倉のハッチカバーを閉鎖すること。

5.4 積荷役時の要件：LOADING

貨物の密度が非常に大きいため、重量分布を均等にすべく貨物をタンクトップ全体に均一に広げないと、タンクトップに過大な応力が作用するおそれがある。貨物の堆積によりタンクトップに過大な応力が作用しないことを確実にするよう検討すること。

特殊貨物船舶運送規則第 15 条の 4 の規定に従って荷繰りすること。

5.5 各種の要件：PRECAUTIONS

この貨物の粉じんに晒されるおそれのある者は、保護眼鏡若しくは他の同等な粉じんからの眼の保護及び防じんマスクを必要に応じて着用すること。

5.6 通風要件：VENTILATION

特段の要件はない。

5.7 運送時の要件：CARRIAGE

- ・ 航海中は貨物の表面の外観を定期的に点検すること。また、定期的にビルジを吸引すること。
- ・ 貨物の上の自由水または貨物の流動状態が観察された場合、船長は貨物の移動を防止し、転覆の危険を避けるための適切な措置をとること。また、安全な避難場所への緊急入港要請について検討すること。

5.8 揚荷役時の要件：DISCHARGE

特段の要件はない。

5.9 清掃に係る要件：CLEAN-UP

特段の要件はない。